

令和元年11月28日  
午前10時開会  
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第76号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第77号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第78号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第79号 上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第80号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第82号 上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第83号 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第13 議案第84号 上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第85号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第86号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第87号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第88号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第89号 令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）

- 日程第19 議案第90号 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第92号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第93号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	14番 桑原 千知	15番 西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
経済振興部長	井手口隆光	建設部長	小西 裕彰
健康福祉部長	坂田 結二	教育部長	山下 正
上天草総合病院事務長	尾崎 忠男	総務課長	濱崎 裕慈
財政課長	迫本潤一郎	会計管理者	鬼塚佐栄子
水道局長	山本 一洋	企画政策課長	永田 健吾

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長    海 崎   竜 也                    局   長   補   佐    山 川   康 興  
主                    幹    倉 橋   大 樹                    主                    事    竹 川   知 佐

---

開 会            午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、4番、田中辰夫君、5番、何川雅彦君を会議録署名議員に指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和元年（平成31年）第5回上天草市議会定例会に当たり、10月28日及び11月21日に委員会を開催し審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日11月28日は開会、提案理由説明、12月6日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が12月6日と16日の2日間、その他の常任委員会が12月9日から11日までの3日間開催することとし、一般質問は12日、13日、16日の3日間行います。12月19日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は19件。その内訳は、条例10件、補正予算7件、諮問1件、その他1件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審査をし、全議案を本議会へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

---

日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年9月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和元年第5回市議会定例会の開催に当たり、9月定例会以降の行政の主な取り組みにつきまして、その概要を御報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。

上天草市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、これまで総合戦略推進会議を3回開催し、第2期に向けての総合戦略の内容を検討しております。本市におきましては、近年観光入り込み客数の増加傾向、そして、民間による施設整備の計画が今後も予定されてるといことで、活性化の兆しが見え始めておりますので、その流れを確かなものにするためにも、さらなる創意工夫を加えた戦略案を本定例会中に報告をし、その後、パブリックコメントなどを経て、最終版を3月定例会で御報告いたします。

湯島の振興につきまして、熊本県は離島振興法に基づく熊本県離島振興計画の中間的な見直しを契機に、湯島に対しての振興策の充実を検討されております。これを踏まえ、市としましては、これまで地元区長始め地区住民代表者との意見交換等を経て、新たな振興策の取りまとめを行い、11月19日に蒲島知事への要望を行ったところでございます。今後、県においては、新たな振興策を熊本県離島振興計画に位置づけて、来年度予算化を目指すと聞いております。本市においても、県と同様の対応を行ってまいります。

他団体との連携につきましては、熊本県立大学との包括連携協定の締結に向けて協議を進めてまいりましたが、空き家を活用した地域づくりや観光商品開発など、本市の地方創生に資する連携について、おおむね協議が整ったことから、今定例会終了後の12月20日に包括連携協定の締結を行うこととしております。

国際交流につきましては、昨年から検討してきました高雄市行政区前鎮区でございますが、その友好交流については、昨年11月に実施されました台湾統一地方選挙により市長、区長が交

代をされ、高雄市側の動きが止まっている状況でございますが、11月13日に高雄市政府を訪問し、当面は現状のサイクリング等を通じた民間の交流を充実させ、高雄市政府との有効的な関係性を深めながら、包括連携協定を目指す方向を確認したところでございます。

防災につきましては、11月10日に、湯島地区において、離島で被害があった場合の関係機関の役割を確認、住民の防災意識の高揚及び地震時の避難行動の理解を深めることを目的に総合防災訓練を実施いたしました。訓練には、地区住民、関係機関など約100人の参加があり、シェイクアウト訓練後、避難誘導訓練、津波被害者救出訓練及び倒壊家屋からの救出訓練などを実施いたしました。この訓練にあわせて、市内の自主防災組織123組織の43%となります53組織が地域に応じた災害を想定し、訓練を実施したところでございます。今後も、訓練を繰り返し実施することで、災害時における市民の自助・共助の具体的な行動と意識づくりに取り組み、市の防災力を高めてまいります。

前島地区総合開発につきましては、観光需要の拡大を図るための拠点にふさわしい施設として整備を進めてきました観光交流活性化施設ミオ・カミーノ天草が完成し、10月8日に落成式を開催することができました。式典には、市議会を始め、環境省、熊本県など関係機関や工事関係者ら約100人の方々に御出席をいただき、完成を祝いました。施設は10月12日にオープンし、指定管理者である九州産交グループ・シークルーズ共同企業体が管理運営を行っているところでございますが、市としましても、定期的に指定管理者との意見交換の場を設け、施設利用状況の把握や周辺の観光事業関係者との連絡に努めてまいります。

樋合リゾート開発につきましては、事業者のマリーゴールドホールディングスと月一回の意見交換及び事業調整の協議を行っております。事業者においては、既に、建築設計会社との契約も完了し、国立公園法等の手続並びに施設整備に向け準備が進んでおり、今後、整備に必要な国や県等の許認可を経て、来年6月には土地造成工事等に着手し、令和4年1月の供用開始を予定されているところです。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

天草五橋祭につきましては、9月21日、22日に予定しておりましたが、台風接近のため中止となり、花火大会のみを10月5日に開催し、約5,000人の観客でにぎわいました。10月20日には、ことしで3回目となりますONSENガストロノミーウォーキング in 上天草温泉郷を開催いたしました。本市のコースは、昨年準グランプリに選ばれたこともあり、募集から1週間もたたずに申し込みが定員に達するなど、人気の高さが伺えました。また、参加者のアンケート結果では、今年度を実施した湯島コースについては、参加者の満足度が100%、唐船ヶ浜コースも含めた全体の満足度も98%と、昨年よりさらに参加者の満足度が上がっております。これも商工会を中心とした関係者の努力の成果と捉えており、今後は、イベント時以外でも回れるガストロノミーコースの開発などを検討していきたいと考えております。

観光振興を目的として募集しておりました地域おこし協力隊につきましては、2人の応募があり、選考の結果1人を10月1日から委嘱しております。今後は、市、観光協会等と連携し、

観光振興に向けての活動に期待をしているところでございます。

松島展望休憩所につきましては、令和2年度以降の3年間の次期指定管理候補者の選定のため、10月17日から11月18日まで指定管理候補者の公募を行いました。公募には2者の応募があり、11月25日に選定委員会を開催し、応募された事業者の事業計画等を審査したところであり、指定管理者の指定に係る議案につきましては、今定例会の追加議案として提出することとしておりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

また、本市特産品の販売促進につきましては、東京都文京区との相互協力に関する協定に基づきまして、11月12日、13日に文京区の飲食店関係者を招き、市内の産地ツアーを行い、来年2月に文京区で開催予定の上天草フェアの準備を進めているところです。

続きまして、建設部門について御報告いたします。

熊本県が実施している国道266号望薩峠拡幅事業につきましては、天草市から上天草市までの整備区間において事業が進められ、既に一部の区間で供用が開始されております。今般、天草市倉岳町棚底鳴川地区から、上天草市龍ヶ岳町大道塚目地区までの区間において整備が完了したことから、9月30日に供用開始に伴う地元報告会が開催されました。この区間は、10月2日に供用開始されており、幅員狭小と線形不良が解消され、安全性及び利便性が格段に向上しております。残りの未整備区間につきましても、引き続き熊本県において整備が進められますので、市としましても必要な協力などを行ってまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

高齢者福祉につきましては、在宅医療と介護についての住民講座を9月28日に松島総合センターアロマで開催し、140人の参加がありました。この住民講座は、上天草市、天草市、苓北町の天草圏域2市1町で、天草郡市医師会に委託しております天草地域在宅医療・介護連携推進事業の一環として、平成29年度から2市1町を巡回して開催しており、今年度は上天草市を会場として行いました。当日は、一般社団法人共生社会実現サポート機構の代表理事である山内勇人先生による「認知症を地域で支えることがなぜ必要なのか～認知症との向き愛方～」と題して、その症状や地域で見守る取り組みなどについての講演がありました。今後も、認知症の方々とその家族に対する支援に取り組むとともに、地域における認知症への理解と、認知症ケアの向上を図ってまいります。

最後に、教育部門について御報告いたします。

学校教育につきましては、9月から運用開始した学校ICTの利用状況について、10月21日に登立小学校において、電子黒板、タブレットを活用した授業の状況を視察いたしました。当日は、児童たちが理科の実験を行う傍ら、タブレットを使用して各自の考え方を共有するなど、効果的な活用がなされておりました。なお、今後は、通信による学校間交流やプログラミング教育など、ICTの活用を広げてまいります。また、全ての教科で利活用が図れるよう、引き続き各小学校にICT支援員を巡回訪問させながら、学校の要望に応じた教材教具として開発を進め、教職員の指導力の向上や業務改善を図り、児童の学力向上を目指した取り組みを進めてまいりま

す。

社会教育につきましては、9月14日、15日に、第74回熊本県民体育祭が宇城地域を中心に開催されました。上天草市選手団は、18競技25種目に約300人が参加され、陸上競技2種目で優勝し、総合順位は16位の結果でございました。

次に、11月16日、17日に、部落解放第32回熊本県研究集会が大矢野総合体育館をメイン会場に開催されました。県内から約2,700人の参加があり、人権教育や同和問題などの分野で研究発表や意見交換が行われました。

新大矢野図書館整備につきましては、整備に係る基本計画案について、12月2日までパブリックコメントを実施し、年内の策定を予定しているところでございます。基本計画の策定後、速やかに基本設計に着手するため、今定例会に基本設計業務に係る経費を計上した補正予算を提案しておりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

最後に、令和2年3月8日に開催予定の第48回天草パウルラインマラソン大会の参加の受け付けを12月1日から開始いたします。市内外から多くの方々が参加されますよう、周知を行ってまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（園田 一博君）** これで、行政報告は終わりました。

- 
- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 5  | 議案第 76号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第 6  | 議案第 77号 | 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 7  | 議案第 78号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 8  | 議案第 79号 | 上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 9  | 議案第 80号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 10 | 議案第 81号 | 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 11 | 議案第 82号 | 上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 12 | 議案第 83号 | 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 84号 | 上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                   |

- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 9 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

**○議長（園田 一博君）** 日程第 5、議案第 7 6 号から、日程第 2 2、議案第 9 3 号までの以上 1 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 第 5 回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の規定についてなど、条例議案 1 0 件、令和元年度上天草市一般会計補正予算（第 4 号）など予算議案 7 件、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての議案 1 件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件 1 件の議案を提出しております。諮問案件を除く各議案の詳細な内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、執行部から順次、議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 7 6 号から議案第 8 0 号を、総務企画部長。

**○総務企画部長（和田 好正君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 6 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整



備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法等の一部改正を踏まえ、関係する5本の条例の規定を整備するものでございます。改正内容としましては、第1条、上天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例並びに第3条、上天草市職員の旅費に関する条例においては、引用している地方公務員法の条、項、号の番号が変わったことなどに伴い、規定の整理を行うものでございます。

第2条、上天草市一般職の職員の給与に関する条例においては、期末手当及び勤勉手当の支給対象者に、基準日前1カ月において、成年被後見人等に該当するとして失職したものが含まれていましたが、当該失職に係る根拠規定が地方公務員法から削られたことなどに伴い、規定の整理を行うものでございます。

第4条、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例においては、消防団員になることができない者（欠格条項）から成年被後見人等を削るなどのため、規定の整備等を行うものでございます。

第5条、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例においては、引用している児童福祉法の条、項、号の番号が変わったことに伴い、規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法等の一部改正を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。あわせて説明資料9ページをお願いいたします。

議案第77号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にし、もって働き方改革及び女性職員の活躍を推進することを目的として、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の施行等を踏まえ、非常勤職員が育児休業等を行うことができるようにするなど、職員の育児休業等に関する制度のさらなる活用を促進するため、関係規定を整備するものでございます。改正の主な内容といたしましては、育児休業を行うことができる非常勤職員の明確化や、当該非常勤職員の育児休業期間の末日及びその特例の要件等を指定するとともに、職員全体に関する内容としましては、同一の子について再度育児休業することができる特別の事情や、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の緩和、また、育児短時間勤務及び部分休業を行うことができる職員の拡大や、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の緩和などを行うものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員制度の施行等を踏まえ、職員の育児休業等に関する制度のさらなる活用を促進するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。あわせて説明資料22ページをお願いいたします。

議案第78号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備するものでございます。改正内容といたしまして、第1条につきましては、まず、条例第32条第2項に定める勤勉手当の令和元年12月の支給月数について、一般職員を100分の92.5から100分の97.5に、特定幹部職員を100分の112.5から100分の117.5に改正するものでございます。

次に、条例別表第1及び別表第2に定める一般職給料表及び医療職給料表について、人事院勧告に準じて、給料月額を平均改定率0.1%引き上げる改正を行うものでございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

第2条につきましては、令和2年度以降に支給する勤勉手当の支給月数について、6月及び12月のそれぞれの支給月数を、一般職は100分の95、特定幹部職員は100分の115に改正するものでございます。なお、この条例の第1条の規定は、公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼり適用することとしております。第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。あわせて説明資料44ページをお願いいたします。

議案第79号、上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が改められたこと等により、当該条例において引用している法律名を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるとともに、条番号を改めるものでございます。なお、この条例は、法律の施行日

と本条例の公布日の関係上、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、または、この条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。あわせて説明資料45ページをお願いいたします。

議案第80号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、フルタイム会計年度任用職員の給料表が、常勤の一般職の職員等の給料表に準じていることから、フルタイム会計年度任用職員の給料月額を、今般、人事院勧告に準じて改定する一般職の職員等の給料月額に準じたものに改めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第81号から議案第83号を、経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** おはようございます。よろしく願います。

議案書31ページをお願いいたします。あわせて説明資料47ページをお願いいたします。

議案第81号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、本年10月1日に消費税等が増税されたこと及び熊本県が県管理の漁港施設の使用料等に当該増税相当分の額を上乗せするために熊本県漁港管理条例を改正したことを踏まえ、市内における県管理の漁港施設に係る使用料等との整合等を図る必要があるため、関係規定を整備するものでございます。内容といたしましては、条例別表第1に定める漁港施設の使用料及び別表第2に定める土砂採取料に消費税等の増税相当分の額を上乗せするものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

提案理由といたしましては、市内における県管理の漁港施設に係る使用料等との整合等を図るため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 33 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 54 ページをお願いいたします。

議案第 82 号、上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、本年 10 月 1 日に消費税等が増税されたこと、熊本県が県管理の港湾施設の使用料等に当該増税相当分の額を上乗せするために熊本県港湾管理条例を改正したこと並びに県管理の港湾施設と市管理の港湾施設において、自動車航送船の係留及び港湾施設用地の電柱等への電線の架設に係る使用料が異なっていることを踏まえ、市内における県管理の港湾施設に係る使用料等との整合等を図るため、関係規定を整備するものでございます。内容といたしましては、条例別表第 1 に定める港湾施設の使用料及び条例別表第 3 に定める土砂採取料に消費税等の増税相当分の額を上乗せすること、また、市管理の港湾施設の自動車航送船の係留及び港湾施設用地の電柱等への電線の架設に係る使用料を県管理の当該使用料と同額とすることなどでございます。なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。

提案理由といたしましては、市内における県管理の港湾施設に係る使用料等との整合等を図るため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 38 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 63 ページをお願いいたします。

議案第 83 号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について御説明いたします。

上天草市農林水産物直売・食材供給施設（物産館さんばーる）は、平成 12 年 10 月開設以来、売り上げ及び来館者を伸ばしており、県内屈指の物産館として運営してまいりましたが、さらに経営拡大、売り上げの増加を図るには、出荷者の高齢化等で販売商品が品薄傾向にあること、スペースが不足していること、市外に安定した販売先を獲得することなどの課題を抱えております。

また、上天草市農林水産物加工品開発研究センターは、市内の事業者が上天草市で生産されるさまざまな農林水産物を活用し、加工品等の商品開発を行い、市外への販路を拡大していくための施設として、平成 23 年 3 月に設置いたしました。開設以来、市内事業者の加工品の開発研究に、ブランド推進協議会が加工品の製造販売等に活用していただくとともに、市内の事業者の事業意欲の高揚や開発、販売能力を向上させるセミナー等の開催、さらにはブランド推進協議会や物産館さんばーると連携して、東京、大阪等でアンテナショップ事業や物産展事業を展開するなど、加工品開発研究センターは、6 次産業化や加工品の開発及び販路拡大事業の拠点として一定の役割を果たしてきたところです。しかし、近年は、加工品開発研究センターの利用者数は横ばいとなり、新規利用者数は減少しているところです。その要因としては、市内生産者等において、加工品事業まで取り組む意欲と体力のある事業者が限られており、加工品事業へのハードル

の高さから、現状以上に利用者をふやすことが難しいところにあると考えております。このことから、加工品開発センターの必要な機能を維持しながら、隣接する物産館さんばーの有する課題を解決するために、両施設を有機的・一体的に管理運営することとしたものです。このことにより、施設運営の効率化を図るとともに、施設の用途が広がり、物産館さんばーの出荷者等においても活発な利活用がなされることで、さらなる加工品の開発及び農林水産物の販売促進につながってまいります。つきましては、本条例の第1条において、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の規定の中で、物産館さんばーの構成施設に加工研修センターを加えるとともに、その利用料を定め、第2条において、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例を廃止することとしております。この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市農林水産物加工品開発研究センターを上天草市農林水産物直売・食材供給施設に統合して、それぞれの施設を一体的に管理することにより、農林水産物のさらなる活性化を図るため、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の規定を整備し、及び上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例を廃止する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第84号を、建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書40ページをお願いします。あわせて、議案資料64ページをお願いします。

議案第84号、上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本年10月1日に消費税等が増税されたこと及び熊本県が県管理の河川に係る使用料等に当該増税相当分の額を上乗せするために熊本県流水占用料等徴収条例を改正したことを踏まえ、市内における県管理の河川に係る流水占用料等との整合等を図るため、関係規定を整備するものでございます。内容といたしましては、条例別表1に定める流水占用料及び別表2に定める土砂採取料に、消費税等の増税相当分を上乗せするものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

提案理由といたしましては、市内における県管理の河川に係る流水占用料等との整合等を図るため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第85号を、教育部長。

**○教育部長（山下 正君）** おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書43ページをお願いします。あわせて説明資料70ページをお願いします。

議案第85号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本市の児童数の減少、上天草市立中北小学校調理場の老朽化等に伴う効率的な学校給食施設の運営を図るため、上天草市立中北小学校給食調理場を上天草市立上小学校給食調理場に統合し、新たに上共同調理場を設置するものでございます。

内容といたしましては、条例第2条の表2、上共同調理場の名称及び位置を新たに追加するものでございます。また、今回の条例改正に加え、所要の規定の整理も行っております。この条例は、令和2年4月1日から施行します。

提案理由といたしましては、児童数の減少等に伴う効率的な学校給食施設の運営を図ることから、新たに上天草市立中北小学校及び上天草市立上小学校の共同給食調理場を設置する必要があるため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第86号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしく願いいたします。

議案書44ページをお願いいたします。

議案第86号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。また、歳出予算のうち職員給与等の人件費につきましても、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ1億8,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億7,289万8,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表の繰越明許費は、上天草市総合防災マップ改訂（印刷製本）事業269万3,000円を、令和2年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。

6ページから12ページをごらんください。

第3表の債務負担行為の補正は、広報上天草印刷製本費ほか127件の債務負担行為の限度額を総額5億1,425万5,000円とするものでございます。これらは、主に予算年度の業務を円滑に進める必要があるため、今年度中に翌年度以降に係る契約手続に着手する必要があるものについて債務負担行為を設定するものでございます。

13ページをごらんください。

第4表の地方債の補正は、合併特例債の限度額を5億7,290万円に増額し、起債限度額を合計19億6,320万8,000円とするものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

16ページをごらんください。

55(款) 分担金及び負担金 15(項) 負担金は、245万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目) 民生費負担金において、老人ホームへ入所する際の入居者及び扶養義務者の負担金として245万1,000円を計上するものでございます。65(款) 国庫支出金 10(項) 国庫負担金は、132万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 民生費国庫負担金において、事業費の確定に伴い、交付決定額が増額された生活保護費国庫負担金過年度分132万3,000円を計上するものでございます。65(款) 国庫支出金 15(項) 国庫補助金は、3,201万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、30(目) 土木費国庫補助金において、防災・安全社会資本整備交付金の内示に伴い、3,210万円を減額するものでございます。70(款) 県支出金 10(項) 県負担金は、692万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 民生費県負担金において、事業費の確定に伴い交付決定額が増加された子どものための教育・保育給付費負担金過年度分692万8,000円を計上するものでございます。70(款) 県支出金 15(項) 県補助金は、1,200万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 総務費県補助金において、高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金の交付決定により、851万9,000円を増額するものでございます。35(目) 土木費県補助金において、土砂災害特別警戒区域に居住されている方の安全な区域への居住移転に係る費用を補助する熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円を増額するものでございます。

17ページをごらんください。

85(款) 繰入金 15(項) 基金繰入金は、7,477万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 財政調整基金繰入金において、歳出予算の増加に伴い不足する財源を補うため、4,877万2,000円を増額するものでございます。95(目) 図書館建設基金において、(仮称) 新大矢野図書館等整備事業の財源として、2,600万円を計上するものでございます。95(款) 諸収入 35(項) 雑入は、2,367万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目) 雑入において、事業費の確定による平成30年度後期高齢者医療療養給付費返還金2,301万3,000円を計上するものでございます。99(款) 10(項) 市債は、9,260万円の増額でございます。なお、内訳といたしまして、75(目) 合併特例債において、単県道路整備事業(県負担金)130万円、上小学校校舎改築事業180万円、阿村出張所改修事業5,250万円、(仮称) 新大矢野図書館等整備事業1,880万円、上共同調理場設置事業1,820万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

18ページをごらんください。

15(款) 総務費 10(項) 総務管理費は、4,068万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 一般管理費1,741万4,000円の減額は、主に人件費によるものでございますが、増額するものといたしまして、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度導入に伴

う総合行政システムの改修業務委託料276万6,000円を計上するものでございます。55（項）支所及び出張所費5,645万円の増額は、阿村出張所管理事務事業において、阿村出張所の移転予定先である旧阿村中学校の改修に係る工事監理業務委託料230万円、工事費5,300万円を計上するものなどでございます。

22ページをごらんください。

20（款）民生費10（項）社会福祉費は、1,487万1,000円の増額でございます。主なものとして、10（目）社会福祉総務費の932万1,000円の増額は、介護保険特別会計における介護給付費の見込み額の増加に伴い、一般会計からの繰出金192万1,000円を増額するものなどでございます。25（目）老人福祉費461万3,000円の増額は、養護老人ホームへの入所申し込みが当初の見込みを上回ったことから、不足する老人ホーム保護措置費461万3,000円を増額するものなどでございます。

23ページをごらんください。

20（款）民生費20（項）生活保護費は、1,662万6,000円の増額でございます。主なものとして、15（目）扶助費1,645万4,000円の増額は、平成30年度国庫補助金の精算による生活扶助費等国庫負担金過年度返還金1,520万9,000円及び介護扶助費等国庫負担金過年度返還金124万5,000円を計上するものなどでございます。25（款）衛生費10（項）保健衛生費は、759万3,000円の増額でございます。主なものとして、10（目）保健衛生総務費431万3,000円の増額は、マイナンバー制度の情報連携に伴う母子保健情報連携システム改修業務委託料112万2,000円、済生会みすみ病院に対する公的病院等運営費補助金の額の決定に伴う当初予算との差額220万1,000円を増額するものなどでございます。

24ページをごらんください。

25（款）衛生費25（項）水道費は、524万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）水道費524万3,000円の増額は、水道事業に対する一般会計からの補助において、高料金対策に対する繰出基準額と当初予算との差額350万9,000円を減額し、教良木ダム貯水率低下による渇水対策に要した費用875万2,000円を増額するものでございます。35（款）農林水産業費10（項）農業費は、235万6,000円の増額でございます。主なものとして、20（目）農業振興費138万6,000円の増額は、農林水産物加工品開発研究センターについて、施設の部分改修にかかる費用129万円などを計上するものでございます。

25ページをごらんください。

40（款）10（項）商工費は323万円の増額でございます。主なものとして、15（目）商工振興費276万円の増額は、海運振興対策事業において、新規船員雇用育成事業補助金等に対する申し込みが当初の見込み人数を上回ったことから、不足する276万円を増額するものでございます。

26ページをごらんください。

45（款）土木費15（項）道路橋梁費は、139万5,000円の増額でございます。内訳といたし



まして、15（目）道路新設改良費において、熊本県が整備中の県道満越城本本線及び県道松島馬場線の事業費の増額に伴い、本市の負担金139万5,000円を増額するものでございます。45（款）土木費25（項）港湾費は、1,089万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、20（目）海岸保全費において、防災・安全社会資本整備総合交付金の内示に伴い、上天草港海岸長寿命化計画策定業務委託料1,089万3,000円を減額するものでございます。45（款）土木費30（項）都市計画費は、324万円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）都市計画総務費324万円の増額は、土砂災害特別警戒区域に居住されている方の市内の安全な区域への移転に係る費用を補助する土砂災害危険住宅移転促進事業補助金において、当初の見込み人数を上回る申し込みがあったことから、不足する300万円を増額するものなどでございます。

27ページをごらんください。

55（款）教育費15（項）小学校費は、1,483万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）学校管理費1,483万8,000円の増額は、本年8月に、令和2年度に使用する小学校教科書の選定が行われたことから、指導用デジタル教科書の更新に係る費用524万2,000円、市内10校の小学校における空調設備の整備に伴い、不足する電気代720万9,000円、令和2年度の学級編成において、上小学校の特別支援学級の児童数が増加することに伴い、現在の保健室と特別支援学級の教室を移設交換して運営する必要があることから、保健室移設工事にかかる費用193万4,000円を計上するものなどでございます。55（款）教育費20（項）中学校費は、351万6,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10（項）学校管理費351万6,000円の増額は、市内5校の中学校における空調設備の整備に伴い、不足する電気代286万8,000円などを増額するものでございます。

28ページをごらんください。

55（款）教育費25（項）社会教育費は、4,496万円の増額でございます。主なものといたしまして、20（目）図書館費4,480万円の増額は、（仮称）新大矢野図書館等整備に係る基本設計業務委託料4,480万円を計上するものなどでございます。55（款）教育費30（項）保健体育費は、2,563万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20（目）学校給食費2,450万5,000円の増額は、中北小学校給食調理場を上小学校給食調理場に統合し、上共同調理場として令和2年4月から供用開始を計画していることから、上共同調理場設置工事費800万円、29ページをごらんください。中北小学校への給食運搬車購入費873万8,000円、配送用のコンテナ等の給食器具備品購入費654万2,000円を計上するものなどでございます。25（目）スポーツ振興施設事業費161万8,000円の増額は、総合センターアロマの直流電源装置が、本年8月に実施された電気設備保安点検において、蓄電池一式の交換が必要であることが判明したため、取り替えに係る費用128万1,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、

議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第87号及び議案第88号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** どうぞよろしく願いいたします。

議案書45ページをお願いいたします。

議案第87号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書30ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ361万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億7,870万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。33ページをごらんください。

25（款）国庫支出金360万4,000円の増額は、オンライン等資格確認実施に伴うシステム改修の補助金等を補正するものでございます。65（款）諸収入1万5,000円の増額は、後期高齢者健診負担金返還金を補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。34ページをごらんください。

10（款）総務費360万4,000円の増額は、オンライン等資格確認実施に伴うシステム改修委託料等を計上するものでございます。50（款）諸支出金1万5,000円の増額は、後期高齢者健診負担金返還金を計上するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。

議案第88号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の37ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億2,479万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきまして、41ページからの事項別明細書で説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）保険料352万9,000円、20（款）国庫支出金383万6,000円、25（款）支払基金交付金414万3,000円、30（款）県支出金191万8,000円、45（款）繰入金192万1,000円の増額につきましては、保険給付費の給付見込み額の増加に伴い、保

険料、国県負担金、支払基金交付金、一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

42ページをごらんください。

次に、歳出といたしましては、15（款）保険給付費1,534万7,000円の増額は、介護給付費の給付見込み額の増加に伴いまして、10（項）介護予防サービス等諸費を1,534万7,000円増額補正するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時09分

**○議長（園田 一博君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第89号を、総務企画部長。

**○総務企画部長（和田 好正君）** 申しわけございません。所管の市民生活部長が欠席をしておりますので、かわって提案理由を御説明させていただきます。

議案書47ページをお願いいたします。

議案第89号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の45ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、債務負担行為を新たに設定するとともに、歳出予算を組み替えるものでございます。

48ページをごらんください。

第2表の債務負担行為は、斎場浄化槽維持管理委託料ほか3件の限度額として、総額938万7,000円を新たに設定するものでございます。

歳出について御説明いたします。51ページをごらんください。

10（款）総務費10（項）総務管理費10（目）一般管理費において、火葬炉内のセラミック貼り替えを予定していた8月時点において、想定していた火葬炉の使用回数やセラミックの損耗が少なかったことから、11月に実施する火葬炉全面改修まで使用可能と判断し、修繕費162万円の減額を行い、社会保険料改定による増額分2万7,000円及び新たに増設する告別室で使用する祭壇などの備品購入費159万3,000円に予算を組み替えるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、

議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第90号を、水道局長。

**○水道局長（山本 一洋君）** こんにちは。よろしくお願いいたします。

議案書48ページをお願いいたします。

議案第90号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものです。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ524万2,000円増額し、9億6,798万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1（款）水道事業収益2（項）営業外収益524万2,000円の増額でございます。内訳といたしましては、2（目）他会計補助金524万2,000円の増額は、一般会計補助金（経営基盤強化）の減額と阿村地区渇水対策の増額によるものでございます。

支出につきましては、5ページから8ページをごらんください。

1（款）水道事業費用1（項）営業費用1（目）原水費及び浄水費282万4,000円の増額は、薬品費と受水費のうるう年1日分の増額によるものでございます。2（目）配水及び給水費238万7,000円の増額は、夜間工事等に伴う時間外手当と薬品費の増額及び4（項）予備費1（目）予備費3万1,000円の増額は、予算調整によるものです。

予算書1ページにお戻りください。

第3条、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入予定額は、4（項）工事負担金を31万2,000円減額し、4億4,783万8,000円とするものでございます。

予算書の2ページをごらんください。

資本的支出予定額は、4（項）国庫補助金返還金170万7,000円を増額し、8億5,829万9,000円とするものでございます。

予算書1ページに戻りまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億844万2,000円を4億1,046万1,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億6,988万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,058万1,000円で補填するものです。

詳細につきましては、9ページからの実施計画書で御説明いたします。

支出につきましては、1（款）資本的支出4（項）1（目）国庫補助金170万7,000円の増額は、緊急管路等改造事業等の事業費が確定したため、消費税分を返還するものです。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第91号を、建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** よろしく願いいたします。

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第91号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、債務負担行為につきましては、令和2年度合津終末処理場管理業務に係る各種業務委託を本年度内に契約締結する必要があるため、新たに設定するものでございます。

詳細につきましては、予算書3ページに記載しておりますので御確認ください。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第92号を、病院事務長。

**○病院事務長（尾崎 忠男君）** よろしく願いいたします。

議案書50ページをお願いいたします。

議案第92号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成31年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ3,071万7,000円増額し、36億3,803万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページをごらんください。

収入につきまして御説明いたします。

1（款）病院事業収益1（項）医業収益1（目）入院収益2,824万8,000円、2（目）外来収益246万9,000円の増額は、循環器系疾患の手術・検査の増加により、当該収益をそれぞれ増額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

1（款）病院事業費1（項）医業費用2（目）材料費2,529万3,000円の増額は、循環器系疾患の手術・検査件数の増加により、材料費の増加が見込まれることから、当該費用を増額するもの

でございます。また、11(項)1(目)予備費542万4,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第93号を、総務企画部長。

**○総務企画部長(和田 好正君)** 議案書51ページをお願いいたします。あわせて説明資料の71ページをお願いいたします。

議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

今回の提案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一つである退職手当に関する事務について、令和2年4月1日から熊本県後期高齢者医療広域連合が加入することに伴い、当該組合が共同処理する事務を変更するとともに、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

**○議長(園田 一博君)** 日程第23、諮問第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長(堀江 隆臣君)** 議案書52ページをお願いいたします。あわせて委員等の同意等議案に関する資料1ページをお願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。候補者の氏名は、水田弘子、新任でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条

第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日11月29日から12月5日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、12月6日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、11月29日の正午までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされる方は、12月2日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時22分